

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定
- 特定猟具使用禁止区域の指定

自然環境課

” ” ”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十六年岡山県告示第六百二十五号（鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新）、同年岡山県告示第六百二十六号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更）及び同年岡山県告示第六百二十七号（鳥獣保護区の存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり区域の表示を変更するとともに存続期間を更新した。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

日応寺鳥獣保護区

二 区域

岡山市北区日応寺地内において、市道日応寺山上線と市道石妻八号線との交点を起点として、同市道を北東進して市道日応寺三号線に至り、同市道を北東進して市道日応寺二号線に至り、同市道を北進して市道日応寺三四号線に至り、同市道を北進して平成十七年三月二十二日の市町村合併前の旧岡山市と旧御津町との旧市町境に至り、同旧市町境を南東進して旧主要地方道妹尾御津線に至り、同旧主要地方道を南西進して市道日応寺四六号線に至り、同市道を南進して市道日応寺四〇号線に至り、同市道を南西進して主要地方道妹尾御津線に至り、同主要地方道を南西進して市道日応寺山上線に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

吉備高原鳥獣保護区

二 区域

加賀郡吉備中央町竹部地内において、国道四八四号と町道鬼突線との交点を起点として、同町道を南東進して主要地方道岡山賀陽線に至り、同主要地方道を東進して加賀郡吉備中央町と岡山市との市町境に至り、同市町境を南西進して妙見山山頂及び黒ヶ岳山頂を経由し、平成十六年十月一日の市町村合併前の旧加茂川町と旧賀陽町との旧町境に至り、同旧町境を北進して鳴滝湖を経由し、国道四八四号に至り、同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

玉野鳥獣保護区

二 区域

玉野市槌ヶ原地内において、国道三〇号の深山公園入口を起点として、同国道を東進して主要地方道倉敷玉野線に至り、同主要地方道を南進して同市築港地内において国道三〇号に至り、同国道を西進して国道四三〇号に至り、同国道を南西進して主要地方道玉野福田線に至り、同主要地方道を西進して同市玉原地内の志池上流の玉原川に至り、同河川を北進して湯谷貯水場を経由し、尾根筋を北進して林道深山線に至り、同林道を北進して同林道起点に至り、同起点から玉野市霊園南進入路を東進して赤松池南端に至り、同地点から同池東岸の道路を北進して赤松大橋を経由し、起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

遙照山・竹林寺山鳥獣保護区

二 区域

浅口市と小田郡矢掛町と倉敷市との市町境を起点として、同起点から南進して浅口市金光町阿坂地内において標高二六一・七メートル山頂の鳥獣保護区制札に至り、同制札から西進して藤岩上池堤防東詰に至り、同地点から南西進して藤波下池堤防西詰に至り、同地点から北西進して上原下池堤防西詰に至り、同地点から北西進して主要地方道矢掛寄島線に接する林道大峠線起点に至り、同起点を西進して大門池堤防南詰に至り、同地点から北進して国立天文台岡山天体物理観測所敷地一号杭に至り、同杭から東進して浅口市と小田郡矢掛町との市町境を經由し、龍王池堤防北詰に至り、同地点から南東進して曙星池堤防北詰に至り、同地点から南東進して鳥獣保護区制札に至り、同制札から浅口市と小田郡矢掛町との市町境を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 名称

成羽天神山鳥獣保護区

二 区域

高梁市成羽町坂本地内において、平成十六年十月一日の市町村合併前の旧成羽町と旧備中町との旧町境と市道上光線との交点を起点として、同市道を北東進して鳥獣保護区制札に至り、同制札から高梁川下流森林計画区高梁市成羽町の七一林班と七二林班との林班界を南進して尾根部の鳥獣保護区制札に至り、同制札から南進して同合併前の旧成羽町と旧備中町との旧町境に至り、同旧町境を西進して天神山山頂を經由し、起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その書類を岡山県環境文化庁自然環境課、岡山県備中県

民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 名称

蒜山国立公園鳥獣保護区

二 区域

真庭市蒜山中福田地内において、国立公園区域界と林道蛇ヶ虬線との交点を起点として、同林道を北進して鳥取県との県境に至り、同県境を東進して市道畝の松並木線に至り、同市道を南進して国立公園区域界に至り、同区域界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その書類を岡山県環境文化庁自然環境課、岡山県美作県

民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 名称

毛無山鳥獣保護区

二 区域

真庭郡新庄村田浪地内において、村道毛無山線終点から北上する作業道と毛無山登山道との交点を起点として、同作業道を西進して大きく東にカーブする地点で鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札から谷筋を北西進して標高九九〇メートル付近で鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札から尾根筋を西進して鳥取県との県境に至り、同県境を東進して白馬山山頂を経由し、朝鍋鷲ヶ山山頂に至り、同山頂から真庭郡新庄村と真庭市との市村境を南東進して野土路峠に至り、同峠から国立公園区

域界を西進して田浪地内において同区域界上の鳥獣保護区制札に至り、同制札を西進して鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札を西進して村道毛無山線終点から北上する作業道に至り、同作業道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

加茂鳥獣保護区

二 区域

津山市加茂町河井地内において、一般県道加茂用瀬線と主要地方道津山智頭八東線との交点を起点として、同主要地方道を南西進して林道青坂線に至り、同林道を北進して同林道終点に至り、同終点から尾根筋を西進して標高六四二・七メートルの山頂に至り、同山頂を北西進して標高七八七・二メートルの山頂に至り、同山頂から尾根筋を西進して林道カバケ谷線に至り、同林道を北進して山道に至り、同山道を北進して林道美作北線に至り、同林道を東進して平成十七年二月二十八日の市町村合併前の旧加茂町と旧阿波村との旧町村境に至り、同旧町村境を南進して林道青坂線終点に至り、同林道を東進して林道木ノ口線に至り、同林道を東進して市道西谷線に至り、同市道を東進して市道阿波一九号線に至り、同市道を南東進して一般県道加茂用瀬線に至り、同一般県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年10月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十六年岡山県告示第六百二十六号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

児島由加鳥獣保護区

二 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年10月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条
第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区

二 区域

昭和四十九年岡山県告示第千四号（鳥獣保護区（特別保護地区）の設定）により設定した玉野鳥獣保護区のうち、伊達池東端の特別保護地区制札を起点として、同制札から尾根筋を南進して天狗山山頂に至り、同山頂から尾根筋を西進して国道三〇号を經由し、尾根筋を西進して新池に至り、同池から谷筋を西進して林道深山線に至り、同林道を北進して同林道起点に至り、同起点から玉野市霊園南進入路を東進して赤松池南端に至り、同地点から同池東岸の道路を北進して赤松大橋に至り、同橋から谷筋を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

三〇〇ヘクタール

四 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前
県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

平成六年岡山県告示第六百八十二号（鳥獣保護区の設定）により設定した成羽天神
山鳥獣保護区のうち、高梁川下流森林計画区高梁市成羽町七二林班イ小班の一三、一
三一、一三一、一三二、一四、一五、一六及び一七区画の区域

三 面積

三五ヘクタール

四 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化庁自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

毛無山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

昭和四十九年岡山県告示第千四号（鳥獣保護区（特別保護地区）の設定）により設定した田浪鳥獣保護区のうち、村道毛無山線終点から北上する作業道と毛無山登山道との交点を起点として、同作業道を西進して大きく東にカーブする地点で鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札から谷筋を北西進して標高九九〇メートル付近で鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札から尾根筋を西進して鳥取県との県境に至り、同県境を東進して白馬山山頂に至り、同山頂から尾根筋を南進して鳥獣保護区特別保護地区制札に至り、同制札を西進して村道毛無山線終点から北上する作業道に至り、同作業道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

一八七ヘクタール

四 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化庁自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年10月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条
第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

大滝山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

備前市伊部地内において、鬼ヶ城池堤を起点として、同起点から尾根筋を西進して
医王山山頂を経由し、宮山山頂に至り、同山頂から尾根筋を南進して特定猟具使用禁
止区域（銃）制札を経由し、西進して市道香登二号線に至り、同市道を北進して特定
猟具使用禁止区域（銃）制札を経由し、尾根筋を西進して国有林との境界に至り、同
境界を北進して赤磐市との境界に至り、同境界を北進して国有林との境界に至り、同
境界を東進して和気郡和気町との境界に至り、同境界を南東進して特定猟具使用禁止
区域（銃）制札を経由し、谷筋を南進して林道鬼ヶ城線に至り、同林道を南進して起
点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

三四〇ヘクタール

四 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

臥牛山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

高梁市川端町地内において、JR備前線小高下踏切を起点として、同鉄道線を北進
して幡見川鉄橋に至り、同橋から幡見川を南進して今津山と大松山の間の切通しに至
り、同地点から臥牛山国有林との境界の小高下西川を南進して城見橋を経由し、市道
本町松山城線に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

平成26年10月31日 岡山県公報 号外

三 面積

一六五ヘクタール

四 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

津山弥生住居跡特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

津山市沼地内において、市道東津山城東六四号線と宮川との交点を起点として、同河川を北進して同市一宮地内において横野川に至り、同河川を北進して野辺橋を經由し、市道東一宮線に至り、同市道を東進して市道東苦田一号線に至り、同市道を東進して市道紫保井下横野線を經由し、市道東苦田四四号線に至り、同市道を東進して農道作州街道一号線を經由し、市道勝部下横野線に至り、同市道を南進して一般県道大篠津山停車場線に至り、同一般県道を南進して市道東津山城東六四号線に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

四三七ヘクタール

四 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器